8　国民健康保険税
(一)　基礎課税額に係る課税限度額を五二万円（改正前五一万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を一七万円（改正前一六万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を一六万円（改正前一四万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）
(二)　国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を二六万円（改正前二四万五、〇〇〇円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を四七万円（改正前四五万円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）
9　その他
換価の猶予をする金額の限度額を定めることとした。（第六条の九の三関係）
二　地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係
地方消費税の税率の七八分の二二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げの施行期日が平成二九年四月一日とされること等に伴い、地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令の施行期日を改正する等の規定の整備を図ることとした。（附則第一条～第八条、第一〇条及び第一一条関係）
三　施行期日
この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一六二号）（総務省）
一　予算決算及び会計令の一部改正関係
地方交付税法の改正により地方交付税の率が変更されることに伴い、剰余金の計算方法について所要の見直しを行うこととした。（第一条関係）
二　地方財政法施行令の一部改正関係
平成三二年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金の額の算定方法等について、所要の整備を行うこととした。（第二条関係）
三　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一六三号）（内閣府本府）
1　法第一四条第二項第六号の政令で定める規模
法第一四条第二項第六号（法第一八条の三第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、二〇〇平方メートルとすることとした。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村の長は、条例で、二〇〇平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができるものとした。（第四条関係）
2　法第一五条第一項の政令で定める規模
法第一五条第一項（法第一八条の三第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、二〇〇平方メートルとすることとした。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村の長は、当該関係市町村の規則で、二〇〇平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができるものとした。（第五条関係）
3　施行期日
この政令は、公布の日から施行することとした。

◇山村振興法施行令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（農林水産省）
1　林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例
森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金について、その償還期間及び据置期間をそれぞれ一二年以内及び五年以内とすることとした。（第三条関係）
2　都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例
森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金に係る都道府県貸付金について、その据置期間を六年以内とすることとした。（第四条関係）
3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一六五号）（財務省）
1　関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。
(一)　学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、児童福祉法に基づく小規模保育事業等を追加することに伴う規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第三二条及び第三三条等関係）
(二)　特別緊急関税制度等に係る規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条及び第一八条関係）
(三)　アルコール製造用の糖みつに係る関税の減税措置及び関税割当制度を廃止することに伴う規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第三二条及び第三三条並びに関税割当制度に関する政令別表等関係）
2　知的財産侵害物品の輸出入差止申立てが効力を有する期間として希望することができる期間を二年以内から四年以内に延長することとした。（関税法施行令第六二条の三及び第六二条の一七関係）
3　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく牛肉に係る特別セーフガード措置について、輸入数量の算出に関する所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一九条の三関係）
4　特恵関税制度について、特恵関税の便益を与えない物品として中国を原産地とする特定の物品を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）
5　イエメンの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からイエメンを除外することとした。（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係）
6　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二七年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）
7　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度の対象物品の一部について、関税割当制度の対象から削除する等の所要の規定の整備を行うこととした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第二及び別表第三等関係）
8　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（政令第一六六号）（内閣府本府）
一　子ども・子育て支援法施行令の一部改正関係（第一条関係）
1　子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）の規定に基づき、特定教育・保育等を受けた支給認定こどもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとした。（第四条～第七条及び第九条～第一三条関係）
2　同一世帯内に複数の支給認定子ども等がいる場合の利用者負担の上限額の軽減措置について定めることとした。（第一四条関係）
3　支援法第六七条第一項及び同法第六八条第一項の規定に基づき、施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担割合等について定めることとした。（第二三条関係）
4　災害等特別の事由がある支給認定保護者について支給する施設型給付費等についての特例等を定めることとした。（第二四条関係）
5　地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県及び国の負担について定めることとした。（第二五条関係）
6　支援法第六九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法に規定する特定地方独立行政法人等とすること、また、同項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法に規定する行政執行法人等とすることを定めることとした。（第二六条関係）
7　支援法の規定に基づき、拠出金の徴収について定めることとした。
(一)　支援法第七〇条第二項に基づき定める拠出金率は一〇〇〇分の一・五とすることとした。（第二七条関係）